

「音楽のまち・かわさき」推進協議会ウェブサイトのショップ情報ページ(以下「かわさきの音楽ショップ」という。)への掲載サービス(以下「本サービス」という。)について、次のとおり定める。

#### 第1条【掲載申込】

「音楽のまち・かわさき」の推進に協賛し、かわさきの音楽ショップへのショップ情報の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)は、所定の申込書兼誓約書(以下「申込書等」という。)に所定事項を記入の上、「音楽のまち・かわさき」推進協議会事務局(以下「事務局」という。)に提出し、ショップの掲載申込を行う。その際は次の各号に従うものとする。

- (1) 希望する掲載プランを、標準(無料)、プレミアム(有料)のいずれか一方から選択すること
  - (2) 前号でプレミアムプランを選択した場合、掲載期間を6か月、12か月のいずれか一方から選択すること
  - (3) 申込書等における代表者は、掲載を申し込むショップの運営組織代表者又は当該事業拠点の責任者を記入すること
  - (4) 申込書等への記入内容はその時点で最新のものとし、かつ誤りや虚偽のないようにすること
  - (5) 掲載を依頼する情報には、期間限定の内容など掲載開始後頻繁に更新・変更する必要のあるものを含まないこと
- 2 申込書等は、事務局が指定する電子データ様式により提出することができる。

#### 第2条【サービス提供の要件】

前条に基づく掲載申込を行ったショップが次の各号をすべて満たす場合、事務局は、掲載すべきでない特段の事情がない限り、申込書等に記入された情報をデータベースに登録し、次条に基づき本サービスを提供する。ただし、プレミアムプランでの申込を受けたショップについて、事務局の判断により標準プランを適用することがある。

- (1) ショップで取り扱う商品・サービスの内容が、音楽に関連するものであること
- (2) 事業拠点が川崎市内に所在すること
- (3) ショップの運営者及び従事するスタッフ(名目上、実質上のいずれかを問わない。)に、暴力団、テロ組織、差別的言論団体、特殊詐欺組織等の反社会的団体組織と関係する者がいないこと
- (4) 事業活動が、宗教目的、政治目的を含んだものでないこと

#### 第3条【サービスの内容】

事務局が提供する本サービスの具体的内容(掲載項目、表示機会等)は次の各号のとおりとする。

- (1) 標準プランが適用されるショップは、申込書等に記入した同プラン用の掲載項目が、かわさきの音楽ショップの初期表示画面及び検索に該当した時の結果表示画面に一覧表示される(表示順はプレミアムプランが適用されるショップの後となる)。
- (2) プレミアムプランが適用されるショップは、申込書等に記入した同プラン用の掲載項目が、各ショップの個別情報画面に表示される。また、そこから抜粋された情報が、かわさきの音楽ショップの初期表示画面及び検索に該当した時の結果表示画面に一覧表示される。この一覧表示から、ショップの個別情報画面へのリンクが設定される。

#### 第4条【開始と終了】

本サービスは、事務局が掲載希望者に対してショップの掲載開始の連絡を行うことをもって、提供を開始したものとする。

- 2 事務局は、次の各号のいずれかに該当したショップについて、ただちに本サービスの提供を終了する。
  - (1) 第6条第1項第4号に基づく掲載終了の届け出があった場合
  - (2) 第6条第1項第2号に基づく届け出の有無にかかわらず、第2条各号の要件を満たさなくなったことを事務局が認定した場合
  - (3) 掲載中のショップ運営者が本規約に違反し掲載を継続すべきでないとして事務局が認定した場合
  - (4) プレミアムプランの掲載期間満了にあたり、掲載中のショップ運営者が期間の延長及び標準プランへの変更のいずれも希望しない場合

#### 第5条【連絡・回答の確保】

掲載希望者は掲載申込後、電話、電子メール等により事務局と円滑に連絡がとれるようにしなければならない。

- 2 掲載中のショップ運営者は、情報の変更有無の確認を目的とした事務局からの照会に回答しなければならない。

#### 第6条【変更等の届出】

掲載希望者及び掲載中のショップ運営者は、適用される掲載プラン(標準・プレミアム)に関わらず、次のいずれかに該当したときは速やかに事務局に届け出なければならない。

- (1) 申込書等への記入内容又はかわさきの音楽ショップへ掲載中の内容に変更があった場合
- (2) ショップの移転や廃業などにより第2条各号の要件を満たさなくなった場合
- (3) 掲載を続けることが望ましくない状況の変化(営業行為の大幅縮小、信用失墜行為など)があった場合
- (4) 掲載の休止又は終了を希望する場合

(5) プラン変更を希望する場合

2 事務局は、前項各号の届け出を受けた場合、速やかに掲載の取り下げ又は内容変更の処理を行わなければならない。

**第7条【遵守事項】**

ショップ運営者は、かわさきの音楽ショップに掲載された内容に基づき閲覧者から各ショップへの問い合わせ等があった場合、本サービスの利用終了後も含めて迅速かつ誠実に対応しなければならない。

**第8条【利用料金】**

標準プランが適用されるショップの本サービス利用料金は無料とする。

2 プレミアムプランが適用されるショップの本サービス利用料金は掲載期間に応じた定額前払い方式(支払手数料は掲載希望者負担)とし、掲載1件当たり次表のとおりとする。ただし、同一の運営者が複数の拠点について別々に掲載を申し込む場合、事務局は2件目以降については1件当たり規定の料金から1,000円割引引くことができる。

掲載期間	6か月	12か月
利用料金(税込)	10,000円	19,000円

3 前項の期間は、プランの適用開始日から所定月数経過後の応当日の前日(応当日がない場合は、その月末)までとする。

4 事務局が本条の規定を改正する場合には、掲載中のショップ運営者へ周知させるため、効力発生まで3か月以上の予告期間を設けなければならない。

**第9条【同意事項】**

掲載希望者は、次の各号を含む本規約の規定について承諾した上で申込を行うものとし、以後も一切異議を申し立てないこと。

- (1) 申込書等の内容に基づき事務局で審査を行った結果、希望のプランで掲載できないことがあり、またその理由について回答できない場合があること
- (2) 掲載中の内容が事実と異なる若しくは本規約に違反している又はそれらの可能性があるが、当該ショップの運営者に連絡が取れない場合、事務局の判断で内容を変更又は削除する場合があること
- (3) 掲載開始前後を問わず、申込書等への当初記入内容の不備又は第6条第1項第1号の届け出を行わなかったことにより生じた責任・損害は当該ショップ運営者がすべて負うこと
- (4) 本規約に違反したショップ運営者に対して、事務局が予告なく本サービスの提供を中断又は終了する場合があること
- (5) 天変地異など事務局の責めに帰さない理由により、事務局がやむを得ず本サービスを中断又は終了する場合があること
- (6) 前条第2項に基づき一度事務局に支払われた利用料金は、第1条第1項の趣旨を踏まえ、掲載の中断、終了等があった場合でも返金されないこと
- (7) 第8条を除き、やむを得ない理由により事務局が予告なく本規約を改正する場合があること

**第10条【事務局における個人情報の取扱い】**

本サービスの提供にあたり事務局が取得する個人情報の取扱いについては、本規約とは別に、本サービスの利用過程で表示される各画面のほか、「音楽のまち・かわさき」推進協議会ウェブサイト上で告知する内容による。

**第11条【協議】**

本規約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は、事務局及びショップ運営者の間で誠意をもって協議し解決に努める。

2020年3月31日制定